

令和6年7月1日運行開始予定 「しんちゃんタクシー」

タクシー助成登録証の

●「しんちゃんタクシー」は主に**70歳以上の方が対象**です。対象者の詳細は右に記載のとおりです。

サービスの概要

高齢者等の買物や通院等の社会活動を支援することを目的にタクシー助成サービスを行います。
新たに開始するタクシー助成事業は、タクシーを利用の際に町が発行する登録証を運転手に提示し、**定額料金**でタクシーを利用することができるサービスです。

【申請方法】事前に利用者登録が必要です

「新地町タクシー助成事業利用者登録申請書」、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」に必要事項を記入し、本人確認書類（またはその写し）を持参して、役場企画振興課（2階）に提出してください。
※申請書と同意書は、企画振興課窓口で配布のほか町ホームページ上に様式を掲載します。また、希望によりご自宅に郵送します。

お手元に登録証が届きます

申請書の記載内容を確認し、不備がなければ、「登録証」をご自宅に郵送します。**7月1日（運行開始予定）から利用したい場合は、6月14日（金）までに申請してください。それ以降は随時申請を受け付け、登録証を発行いたします。**

※現在運行している新地町のりあいタクシーしんちゃんGOは令和6年6月28日（金）終了となります。

●サービスの移動範囲・利用料金・利用時間・運行日

《町内の移動》町内どこでも移動できます

移動範囲	利用料金（定額）	利用時間	運行日
町内の移動	500円	7時～19時 年始は運休	平日および土曜日（日曜日・祝日・年末年始は運休）
電話受付時間：7時～18時30分			



町内の自宅などから町内のお店、病院、公共施設など、町内どこでも移動できます



交付申請を受け付けます

企画振興課（電話：62-2-112）
◎問い合わせ

●利用できる方（対象者）と申請の際に必要な本人確認書類

町内に住所を有する70歳未満の方、以下に該当する方	本人確認書類
運転免許証自主返納者	運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険証 など
身体障害者で障がい程度等級が1級の方、2級の方または、内部障がい3級の方（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障がいに限る。）	本人確認書類 マイナンバーカード、旅券、健康保険証 等と運転免許取消通知書または運転経歴証明書
福島県療育手帳所持者で障がい程度がAの方またはBの方（身障手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者に限る。）	身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳所持者で障がい等級が1級の方または2級の方もしくは3級の方（身体障害者手帳または療育手帳所持者に限る。）	障がいの程度がAの方・・・療育手帳 障がいの程度がBの方・・・療育手帳と 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳 障がいの等級が1級・・・精神障害者保健福祉手帳 障がいの等級が2級の方または3級の方・・・精神障害者保健福祉手帳と身体障害者手帳または療育手帳
妊産婦（母子健康手帳の交付を受けた日から、出産予定日の1年後までの方に限る。）	母子手帳
要介護2以上の要介護認定を受けた方	介護保険被保険者証
新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」登録者（令和5年度及び令和6年度中に新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」を利用した方に限る。）※令和3年3月31日までの期間のみ有効	運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険証 など

《町内と公立相馬総合病院間の移動》

町内と公立相馬総合病院間で移動できます

移動範囲	利用料金（定額）	利用時間	運行日
町内と公立相馬総合病院間の移動	800円	7時～17時	平日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は運休）
電話受付時間：7時～16時30分			



町内の自宅などから公立相馬総合病院の移動にご利用できます

【ご利用の流れ】

1

電話で自宅や外出先からタクシーを呼ぶ
☎0244-36-7070

- 1, お名前
- 2, 登録証番号
- 3, 出発地 (乗る場所)
- 4, 目的地 (降りる場所) を伝える

2

タクシーに乗車し、登録証を提示する

3

降りるときに定額料金を支払う

※車いすの方も利用できます。利用には、別途介助料がかかります。利用する際は、前日までにタクシー会社 (0244-36-7070) へ電話予約をお願いします。

●利用できるタクシー会社

相馬新地地区無線共同配車組合 (観光ハイヤー(有)・(株)馬陵タクシーの共同組合)

電話番号：0244-36-7070

印刷しんち R6.5.20 (5)

Q&A

【申請方法について】

- ・郵送での申請はできますか？
⇒できます。郵送での申請の場合は、申請書と同意書に必要事項を記入し、本人確認書類の写し (氏名等が分かるページ) を添えて郵送してください。
- ・本人に代わり家族などが申請できますか？
⇒できます。代理での申請の場合は、申請書と同意書に必要事項を記入し、登録する方の本人確認書類 (またはその写し) を持参して、申請をお願いします。
- ・登録証は申請したらいつ頃届きますか？
⇒6月14日までに申請いただければ、申請書の記載内容を確認して不備がなければ、事業開始の7月1日 (予定) までに届くよう送付します。

【利用方法について】

- ・家族や知人などの複数人で乗った場合、登録証を持っている人がそのうち一人だけでも、同乗者も利用できますか？
⇒登録証を持っている方が代表者であれば、同乗者は登録証が無くても一緒に助成を利用できます。
- ・家族や知人の複数人で乗った場合、料金はどのようになりますか？
⇒それぞれ一人一人が500円や800円を支払うのではなく、一般のタクシーのように代表者お一人が500円や800円を支払うようになります。ただし、全員が出発地と目的地が同じ場合に限りです。
- ・途中で降りて買い物や病院に行っている間などタクシーに待ってもらうことはできますか？
⇒できません。一度料金をお支払いいただくようになります。

【新地町のりあいタクシーしんちんGO利用券の払戻について】

しんちんGOの終了に伴い、お手持ちのしんちんGOの利用券が令和6年6月28日(金)で使用できなくなります。そのため、新地町商工会で現金への払戻を行います。お手持ちのしんちんGO利用券を持参の上、商工会にお越しください。

受付場所	期間	受付時間	住所
新地町商工会 1階事務室	6月3日(月)~6月28日(金)の平日	10時~12時	新地町駅前一丁目5番地A棟-2
	7月1日(月)~7月31日(水)の平日	13時~16時	
新地町商工会 2階事務室			

※8月1日(水)以降の払戻は行いません。

※運転免許自主返納支援事業で交付したしんちんGOの利用券も払戻の対象です。

◎問い合わせ 新地町商工会 (電話：62-2442)

【運転免許自主返納支援事業について】

運転免許自主返納支援事業として、免許自主返納者へタクシー助成券の配布を実施します。詳しくは町民課までお問合せください。

◎問い合わせ 運転免許証自主返納支援事業について 町民課 (電話：62-2116)

印刷しんち R6.5.20 (4)